で仕事などで、17時以降に月5回以上血液透析を受けている人で、通院距離が片道10km以上あるか、または通院に伴う交通費を月2000円以上負担している人。
※一定額以上の所得がある人は給付されません。

給付金額 月額2000円
対象期間 平成21年10月から平成22年3月まで
受付場所 糸島市役所本庁舎障害福祉課
受付期限 3月31日(水)
申請に必要なもの
①認定申請書(タクシーなどの利用は領収書添付)
②通院証明書
③受給資格がいる世帯全員分の住民票の写し
④受給資格者と扶養義務者の前年の所得・課税証明
※前期分の決定を受け、世帯状況に変更がない人は①・②のみの提出で可。

申し込み・問い合わせ
糸島市障害福祉課
☎(332)2073

軽自動車の手続き
課税の基準日は4月1日

軽自動車税の課税対象者は、その年の4月1日現在の所有者です。

4月1日までに手続きをしないと、手放した車両の分まで税金を支払わなければなりません。

●早めに届け出を

軽自動車やバイクなどを取得した場合は、15日以内に、廃車や売却、市外へ転出したときなどは、30日以内に手続きが必要です。

●減免や課税免除

障がいのある人やその人の移動のために家族が使用する軽自動車税は、障がい者1人につき、1台(普通自動車含む)に限り減免できます。

また、中古自動車の販売を行う事業者には課税免除制度もあります。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ
糸島市税務課
☎(323)1111

法人市民税の申告
法人税割と均等割

合併日を含む事業年度の法人市民税の計算方法は次のとおりです。

●法人税割

糸島市の法人税割の税率は、14・7%です。

しかし、平成22年3月31日以前に事業年度が終了する旧二丈町・旧志摩町の事業所については、12・3%の税率のままで法人税割額を計算してください。

●均等割

合併日を基準に旧市町分と新市分とで月割計算をして、その合計額を均等割額として申告してください。

問い合わせ
糸島市税務課
☎(323)1111

相談・その他

日常生活自立支援事業
認知症などをサポート

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なため、日常生活が困難な人に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、書類(預貯金通帳や印鑑、権利書)などの預かりサービスを、本人との契約で行う事業です。

●福祉サービスの利用
利用料 1000円(1時間当たり)
※1時間を過ぎると、30分ごとに350円追加。

●書類などの預かり
【金銭管理】預貯金通帳や銀行印など
利用料 350円(月額)
【その他】権利書や実印、その他書類など。
利用料 250円(月額)

●相談窓口
糸島市社会福祉協議会
(糸島市潤1-22-1健康福祉センターあごら内)
☎(324)1660

問い合わせ
福岡県社会福祉協議会
(春日市原町3-1-7
クローバープラザ4階)
☎(584)7411

福祉サービス苦情解決事業
相談は無料

福祉施設や在宅福祉サービスなどで提供される福祉サービスについての苦情解決のお手伝いをします。

対象者 福祉サービスの利用者とその家族など。
相談内容
①事業所との話し合いで解決しなかった苦情。
②直接、事業所に話しにくい内容の苦情。
相談料 無料

相談窓口・問い合わせ
福岡県運営適正化委員会事務局
(福岡県社会福祉協議会内)
(春日市原町3-1-7
クローバープラザ4階)
☎(915)3511

高齢者総合相談事業
心配ごとやお悩み相談

高齢者やその家族が抱える生活全般についての心配ごとや悩みについて、無料で相談に応じます。

相談内容
①相談員による、高齢者の一般・福祉相談。
【相談日時】毎週火曜日から日曜日、第4月曜日の9時から16時まで
②弁護士による法律相談
【相談日時】毎週水曜日13時から16時まで
※事前予約が必要です。
③認知症相談
・介護経験者による相談
【相談日時】毎週火・金曜日10時から16時まで
・保健師による相談
【相談日時】毎週木・土曜日10時から16時まで

相談窓口・問い合わせ
福岡県社会福祉協議会
(春日市原町3-1-7
クローバープラザ4階)
[相談電話番号]
①・② ☎(584)3344
③ ☎(584)3317

高齢者無料職業紹介事業
高齢者の就業機会の確保

高齢者の生活の安定と生きがいのために、その能力や経験に応じた就労の機会を確保し、高齢者が積極的に社会参加できることを目的に、就労に関する情報の提供を行っています。

求人票を常備していますので、登録をしていただき、自由に閲覧ができます。

なお、豊富な知識と経験を備えた人材を必要とされる事業者のみなさんには、本事業のご利用をお願いします。

問い合わせ
福岡県社会福祉協議会
(春日市原町3-1-7
クローバープラザ4階)
☎(584)3349

グリーンツーリズムで糸島の食を楽しむ
糸島の農業を楽しもう!

糸島の大豆でみそ造り体験
農家の奥さんが教えます

糸島産の大豆を使ったみそ造り教室が2月10日、伊都文化会館の調理室で行われ、およそ20人が参加しました。スーパーなどで手軽に手に入るみそですが、造るとなると大変です。

この体験で、みそ造りのコツを伝授するのは、市内の農家の女性たち。みそ造りは、ゆでた大豆をすりつぶし、麹(こうじ)と合わせてみそ玉を作ります。これを数か月寝かせ熟成させることで、おいしいみそができあがります。

農家の女性たちは、作業をしながらみそ造りのポイントを説明。また、鶏みそを作るなど、みそを使ったおいしい料理の紹介なども行いました。

和気あいあいとしたみそ造り。食べられるのは6月中旬です

育てたそばでそば打ちを体験
種まきから収穫、調理まで

2月6日、平原歴史公園内にある旧藤瀬家住宅でそば打ち体験が行われました。このそばは、一般公募で参加した5家族が、近くの農地で9月に植え付け、12月に収穫したそばです。

そばの生育からそば打ちまで、一連の作業は、地元農家の吉村さんの指導で行われました。この日は、石臼を使ってそばをひき、ひきたてのそば粉を使ってのそば打ちです。

昔の道具を使って打ったおそばにたくさんの労力と思いが詰まっています。参加者たちは、生地に触りながらそば打ちのコツを熱心に学習し、そばをおいしそうに味わっていました。

吉村さんの説明を受け、それぞれ家族でそば打ちに取り組みました

編集後記

妻のヨン様好きの影響で、韓国ドラマを見るようになりました。そのうち癖になり、録画までして見るようになりました。

歴史ドラマが好きで、その時代の中国と日本、朝鮮半島の関係が見えてくるようで、賢くなったような気がするのです。

NHKの再放送で「日本と朝鮮半島2000年」という10回シリーズの番組を見ました(録画ですが)。

糸島は、昔から大陸との関係が深く「糸島の人も往き来したのだろうな」といろいろな想像をしてしまいます。(平野)